

三重県企業庁財務運営方針

**令和6年4月
三重県企業庁**

目 次

I	三重県企業庁財務運営方針策定の趣旨	1
II	水道事業会計及び工業用水道事業会計の財務運営方針	2

I 三重県企業庁財務運営方針策定の趣旨

1 目的

三重県企業庁（以下「当庁」という。）は、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできないサービスを将来にわたり提供することで、県民の暮らしを支え、また、地域経済の発展に寄与する重要な役割を担っています。

現在、老朽化した施設・設備が大量に更新時期を迎えつつあり、人口減少に伴う収入減等が見込まれるなど、当庁を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このようななか、当庁が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、投資と財政の均衡を図るべく、財務運営の視点から収益性、企業債残高及び資金確保の基準等について方向性を示すことを目的としています。

2 方針の位置付け

企業庁財務運営方針は「経営計画」（平成 29 年度～令和 8 年度）と関連する複数の個別計画・方針の一つとして位置付け、相互に関連するものとして、必要に応じてその都度見直しを行うこととします。

また、本方針は、各事業の料金算定及び予算原案を作成する上での主要項目ならびに引当金の取扱いに係る基本的な考え方を示したものです。

なお、本方針は、本文中特に指定がない限り料金算定時及び予算原案等作成時のどちらにも適用されるものとします。また、引当金の取扱いについては、会計処理時にも適用されるものとします。

Ⅱ 水道事業会計及び工業用水道事業会計の財務運営方針

1 収益的収入及び支出

経済性を発揮して能率的・合理的な業務運営を行い、最小の経費で最良のサービスを安定して、継続的に提供するために的確に見積ることとする。

(1) 収入

給水収益は、適正な原価に基づく料金単価と的確な需要予測により算定する。予算原案作成時には、料金算定時に設定した収益を確保することを基本とする。

(2) 支出

営業費用は、料金算定時には需要予測に基づく給水収益を確保するために必要な額を計上するとともに、職員給与費、動力費、薬品費等の維持管理経費の節減によるコストの低減を図る。予算原案作成時には料金算定時に設定した費用を基本としつつ、可能な限り維持管理経費の節減によるコストの低減を図る。

(3) 純利益

純利益は、経営改善等により適正な額を確保するとともに、当面、その全額を減債積立金として利益処分することを原則とする。また、企業債償還に使用した減債積立金相当額は、資本金に組み入れることにより経営の安定化を図る。

2 資本的収入及び支出

(1) 補助金等の確保

建設改良工事を実施するにあたっては、ユーザーの料金負担を最小限に抑制することを目的に補助金の確保を最優先する。

(2) 企業債の発行

毎年度の企業債発行額は、毎年度の企業債償還金以内を原則とする。

ただし、一時に多額の投資を計画する年度においては、自己資金の過度の活用が資金繰りに影響を及ぼす懸念があるため、この限りではない。

なお、毎年度、企業債発行額を決定するに当たっては、企業債残高対給水収益比率及び内部留保資金残高の見込みを勘案するものとする。

(3) 建設改良費

改良計画等に基づき適正に見積ることとする。

3 内部留保資金

内部留保資金の維持すべき水準は、「営業収益の1年分の額」程度とし、負債性引当金（修繕引当金、退職給付引当金、賞与引当金等）の計上額は最低限確保するものとする。ただし、一時に多額の投資を計画する年度にはこの限りではない。この場合、企業債発行額を勘案しつつ、経営計画上に定めた内部留保資金残高を目安に確保することとする。

4 引当金

（1）修繕引当金

平成26年4月から適用されている新会計基準では、引き当ての目的は修繕費の適正な期間損益計算を実施することとされている。そのため、修繕事業を当該年度に実施すべきであったかに着目して、当該年度において実施すべきであった未実施事業に係る修繕費の額のみを流動負債の引当金に計上することとする。たとえば、不慮の事故により翌年度に実施されることとなった場合などがあげられる。なお、修繕費予算の執行残額については、修繕引当金として計上することはできない。

（2）特別修繕引当金

法令上の義務付けにもとづいて行われる年度ごとの定期的な大規模修繕など、修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する。貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて実施されるものについては固定負債の特別修繕引当金に計上し、1年以内に実施されるものについては流動負債の特別修繕引当金に計上することとする。

（3）修繕引当金・特別修繕引当金の計上額

修繕引当金・特別修繕引当金はその計上が利益操作とみなされないよう、合理的な計上根拠にもとづき、高い精度をもって見積もった金額について計上する。

（4）新会計基準移行前に引当てられた修繕費の取崩し

会計制度見直し前に計上された修繕引当金は、経過措置により取崩しのみが認められているものであり、新会計制度における引当要件に合致していない。

従って、会計制度見直し前に計上された修繕引当金の適正化を図るため、決算時において、当該引当金を均等額で今後18年間（2023～40年度）

を目途に全額取り崩すこととする。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、「当該事業年度の末日において全企業庁職員（年度末日退職者を除く。）が自己の都合により退職する場合の各会計が支給すべき退職手当の総額（期末要支給額）」とする。（簡便法）

なお、退職手当支給に係る知事部局等と企業庁の負担区分については、退職者が退職日に在籍する部局において全額負担することとされており、企業庁が負担する場合は、過去の在籍期間に応じて各事業会計に按分した退職給付債務を負担するものとする。

(6) 賞与引当金

賞与引当金は、「翌年度に支払われる予定の期末・勤勉手当及び同手当に係る法定福利費のうち当年度負担相当額分」を引き当てるものである。

具体的には、12月から5月を支給対象期間（6か月分）として翌年度6月に期末・勤勉手当及び同手当に係る法定福利費を支払う場合、12月から3月までの4か月分については当年度中に支払義務が実質的に発生していると考えられることから、翌年度6月に支払うことが予定されている期末・勤勉手当及び同手当に係る法定福利費のうち4か月分について引き当てることとする。